

東日本大震災の復旧・復興のため 除染作業を行う皆さまへ

労災保険の特別加入をご存じですか

労災保険特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度ですが、労働者以外でも、**中小企業の事業主や一定の業種の「一人親方」**なども、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、**労災補償を受けることができます。**これを特別加入制度といいます。

除染作業に従事する「一人親方」の災害も補償の対象となります

- 「**建設の一人親方**」として労災保険に特別加入することにより、除染作業で災害にあった場合、補償を受けられます。

既に特別加入している方は、変更届が必要です

- 建設業、自動車による運搬、農業など、既に参加している特別加入区分の範囲内でのみ除染作業を行う場合は、あらためて「**建設の一人親方**」として特別加入していただく必要はありません。ただし、**業務の内容について変更があった旨の届け出**が必要です。

※中小企業の事業主の方も新たに除染作業に従事する場合は、業務内容の変更について届け出が必要です。

被ばく線量管理をお願いします

- 労災保険の特別加入者が除染作業に従事する場合も、迅速・適正な労災補償のため、**労働者と同様の線量管理**をしていただくようお願いします。

※一人親方等の特別加入団体は、災害防止規程に「被ばく防止」および「線量管理」についての項目を追加する必要があります。

